

定 款

令和 7 年 6 月 24 日

一般社団法人 札幌物産協会

一般社団法人 札幌物産協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人札幌物産協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、札幌市及びその近郊を中心に広く北海道の生産品を紹介宣伝して販路の拡張と市場の確立強化を図り、以って地場産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生産品の紹介、宣伝及び取引の斡旋並びに商談会の開催
- (2) 宣伝媒体物の作成及び配布
- (3) 販路の拡張に必要な諸団体機関との連絡連携
- (4) 市場の確立強化に必要な調査研究
- (5) 商工業者の紹介
- (6) 特産品展示即売所の運営
- (7) 物産展、展示会、見本市等の開催及び出品
- (8) 会員相互の情報交換及び親睦
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 会員(個人を除く。)は、この法人に対して代表者としての権利を行使する者 1 名を定め、これを会長(第 21 条第 2 項に規定する会長をいう。以下同じ。)に届け出る。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会(第 12 条に規定する総会をいう。以下同じ。)において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会決議の前、に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を怠ったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 常勤の理事及び会員以外の監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更

(7)解散及び残余財産の処分

(8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。

(議 決 権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5)合併及び事業の全部又は一部の譲渡

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者または表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、又、理事会の決議により選定された2名の理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、会員(法人の場合にあっては第5条第3項で届け出た者)の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 第1項の規定にかかわらず、会員以外の者をこの法人の理事又は監事とする必要がある場合には、理事3名以内又は監事1名を総会の決議によって選任することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 第 21 条第 3 項後段の理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び前項の理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 25 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 26 条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事並びに第 21 条第 3 項後段の理事及び会員以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（責任の免除）

第 28 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問及び参与）

第 29 条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

5 前項ただし書に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

6 顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 理 事 会

（構 成）

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 31 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 事業計画、収支予算の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた副会長が理事会を招集する

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた副会長がこれに当たる。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 36 条 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）公益目的支出計画実施報告書

（4）貸借対照表

（5）損益計算書（正味財産増減計算書）

（6）貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

- 第44条 この法人の事業を推進するため理事会はその決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、職員のうちから、理事会の決議を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長及び業務執行理事は別表のとおりとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、令和7年6月 24 日から施行する。

別表

会 長
業務執行理事

池田 光司
本間 幹英